

告示

埼玉県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
監事	久保武雄	埼玉県本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	中澤龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	福島信夫	同 児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田種利	同 上里町大字藤木戸十番地

二 退任

職名	氏名	住所
監事	田村清	埼玉県児玉郡神川町大字植竹四百三十二番地
同	小賀野勝男	同 本庄市児玉町下浅見九百十番地
同	中澤龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	川田種利	同 児玉郡上里町大字藤木戸十番地